

業務名 第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託

上田市役所都市建設部建築課

現場説明事項

1. 仕様書 別紙のとおりです。
2. 質問回答 文章によります。
  - (1) 質問回答書は上田市ホームページに掲載されている様式を使用してください。
  - (2) 質疑事項がない場合は質問書の提出は不要です。
  - (3) 設計図書以外の質問には回答できません。
  - (4) 電話、口頭による質問には回答できません。
  - (5) 提出期限を過ぎた質問書には回答できません。
3. 履行期限 令和7年3月31日
  - (1) 計画通知申請が業務に含まれる場合は、履行期限までに確認済証を取得してください。
  - (2) 計画通知によって設計図等の訂正があった場合は、履行期限までに成果品に反映させてください。
4. その他
  - (1) 設計変更は監督員との協議によります。なお、変更に伴い算出する業務委託額（税抜）は、次式による請負比率により算出します。  
$$\text{変更委託額（税抜）} = (\text{変更後業務価格}) \times (\text{入札額}) / (\text{当初業務価格}) \quad (1\text{万円未満切り捨て})$$

※ただし業務価格に変更がない場合は増減0とします
  - (2) 現地調査の結果等により、特記仕様書 I 4設計与条件 (1) ~ (3) に変更があった場合の契約金額の変更は行いません。
  - (3) 構造計算適合性判定が業務に含まれる場合の手数料は、発注者の負担とします。
  - (4) 現地調査等にあたり、資材運搬等で住民及び通行人に事故のないよう留意してください。誤って事故の起きた場合は、請負者側にて一切処理してください。
  - (5) 現地調査等にあたり、道路や敷地内外の工作物を損傷又は破損した場合は、直ちに取替え又は修理を行い、安全に復旧してください。
  - (6) 現地調査等にあたり、危険箇所及び危険と思われる箇所が生じた場合は、直ちに防護策を検討し、未然に事故を防いでください。
  - (7) 調査終了後は、敷地内を完全復旧してください。
  - (8) 以上の経費は、一切業者側にて負担してください。
  - (9) 業務によって知り得たことや業務の内容については、第三者に口外してはなりません。
  - (10) 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。
  - (11) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾が必要になります。
  - (12) 業務完了時の提出書類は、特記仕様書による他、監督員の指示によります。
  - (13) 業務の遂行にあたっては、市担当者及び施設管理者と十分な調整・協議を行なってください。
  - (14) 必ず詳細な現地調査を行い、現状に即した設計内容としてください。
  - (15) 定期的に関係者との打合せを行い、意思の統一を図ってください。
  - (16) 打合せごと議事録を作成し、3日以内に関係者に提出してください。

年 度	課 長	係 長	担 当	【参考】
令和6年度				
業務名称	第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託			
施設名称 敷地の場所 施設用途	第五中学校 上田市上野 中学校			
完了期限	令和7年3月31日			
屋内運動場 設計概要	床面積 2,440 m <sup>2</sup> (連絡通路含む) 建築物の類型 第3号 運動施設 用途等 1類 (標準的なもの) 難易度係数による補正 総合 通常の建築物 構造 通常の建築物 設備 通常の建築物 耐震安全性 構造体 2類 非構造部材 A類 建築設備 乙類			
屋内運動場 追加業務	積算業務 ○ 総合 ○ 構造 ○ 設備 計画通知等申請業務 (構造計算適合判定あり) (省エネ適合判定あり) 建築物省エネ法に係る書類作成及び申請業務 透視図作成 景観条例に係る書類作成及び手続き業務  既存校舎(プール含む)等解体実施設計業務(160人・時間)			
備考	外構設計を含む			

<p>西棟 設計概要</p>	<p>床面積 540 m<sup>2</sup>  用途 教育施設  類形 1類 (標準的なもの)  構造条件 通常  設備条件 通常  耐震安全性 構造体 2類  非構造部材 A類  建築設備 乙類</p>
<p>西棟 追加業務</p>	<p>積算業務</p>
<p>備考</p>	
<p>プール棟 設計概要</p>	<p>床面積 83 m<sup>2</sup>  建築物の類型 第3号 運動施設  用途等 1類 (標準的なもの)  難易度係数による補正  総合 通常の建築物  構造 通常の建築物  設備 通常の建築物  耐震安全性 構造体 3類  非構造部材 B類  建築設備 乙類</p>
<p>プール棟 追加業務</p>	<p>積算業務 ○ 総合 ○ 構造 ○ 設備  計画通知等申請業務  (構造計算適合判定なし) (省エネ適合判定なし)</p>
<p>備考</p>	
<p>25mプール</p>	
<p>水面面積：300m<sup>2</sup> (25m×12m:6コース)</p>	
<p>日除け、シャワーユニット、コースロープ<sup>o</sup> 収納BOX含む</p>	

第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託 参考内訳書

金 \_\_\_\_\_ 円

(業務価格 金 \_\_\_\_\_ 円)

名 称	金 額	備 考
設計等業務価格		
1 屋内運動場実施設計業務価格		
2 西棟改修実施設計業務価格		
3 プール改築実施設計業務価格		
設計等業務価格計		
業務価格合計		
消費税等相当額		
総合計		





西棟改修 実施設計業務 参考内訳書

業務価格 金 \_\_\_\_\_ 円

名 称	金 額	備 考
設計等業務価格		
I 直接人件費		
II 諸経費		
III 技術料等経費		
IV 特別経費		
設計等業務価格計		
業務価格合計		

プール改築 実施設計業務 参考内訳書

業務価格 金 \_\_\_\_\_ 円

名 称	金 額	備 考
設計等業務価格		
I 直接人件費		
II 諸経費		
III 技術料等経費		
IV 特別経費		
設計等業務価格計		
業務価格合計		



# 建築設計業務委託特記仕様書 (屋内運動場・プール棟)

## I 業務概要

### 1. 業務名称 第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 第五中学校

(2) 敷地の場所 上田市上野

(3) 施設用途 中学校

【屋内運動場】平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 3 号 第 1 類とする。

【プール棟】平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 3 号 第 1 類とする。

### 3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「●」印が付いたものを適用する。「●」印の付かない場合は、「※」印を適用する。「●」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 28,931.39 m<sup>2</sup>

b. 用途地域及び地区の指定 無指定

#### (2) 施設の条件

##### 【屋内運動場】

##### 【プール棟】

a. 施設の延べ面積 2,440.00 m<sup>2</sup> 83.00 m<sup>2</sup>程度

b. 主要構造 鉄骨 造 鉄筋コンクリート 造

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第15号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

##### 【屋内運動場】

##### 【プール棟】

1) 構造体 2類 3類

2) 建築非構造部材 A類 B類

3) 建築設備 乙類 乙類

d. 難易度（告示98号別添三第3項から第5項の各表による）

##### 【屋内運動場・プール棟】

1) 総合 通常の建築物

2) 構造 通常の建築物

3) 設備 通常の建築物

#### (3) 建設の条件

a. 予定工事費 未定 円（税抜き）

b. 建設工期 未定 ヶ月

#### (4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

※企画書

●基本設計図書

●指示事項書

#### (5) 備考

外構設計を含む

25mプール、日除け、シャワーユニット、コースロープ収納BOXを含む

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲 別紙詳細

一般業務には、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）、法令上必要となる各種の申請に用いる資料作成、アプローチ、駐車場、植栽、雨水排水計画等の一般的な外構設計も含む。

##### a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

##### b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### ● 積算業務

- 建築積算（数量算出書、単価作成資料、見積比較表等の作成、3者見積の徴集）
- 電気設備積算（ ）
- 機械設備積算（ ）
- 透視図作成 ・ 透視図の写真撮影
- 模型製作 ・ 模型の写真撮影
- 計画通知申請手続き業務
  - 構造計算適合判定手続き業務（手数料の納付を含まない）
  - 建築物省エネ法適合判定手続き業務（手数料の納付を含まない）
- 建築物省エネルギー法に係る書類作成及び申請業務
  - 防災計画評定又は性能評定に関する資料作成及び申請業務
- 日影図の作成
- その他必要な資料等の作成（監督員の指示による）
- 地質調査（詳細は別紙による）

### 2. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

#### (2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するように業務を実施しなければならない。（各基準等はそれぞれ最新版を用いること）

##### a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準・同資料
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 営繕工事積算チェックマニュアル

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
  - ・ 地盤調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共工事木造建築標準仕様書
- 建築設計基準・同資料
- 建築構造設計基準・同資料
- 構内舗装・排水設計基準・同資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築工事監理指針（上・下巻）
- 建築改修工事監理指針（上・下巻）

c. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 電気設備工事監理指針
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 機械設備工事監理指針
- 建築設備耐震設計・施工指針

(3) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
  - ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(4) 業務計画書等

次の資料を提出する。指定様式は上田市建築課にて受け取ること。

- 管理技術者通知書（技術者経歴書含む）
  - ・ 照査技術者通知書（技術者経歴書含む）
- 業務委託承諾願
- 業務計画書
  - 業務一般事項（業務の目的、適用範囲、適用基準類等を記載）
  - 業務工程表
  - 業務体制（管理体制および連絡体制、技術者経歴書）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

a. 業務の完了について

原則として、計画通知の確認済証が交付された時点で完了とする。

b. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における竣工図の作成、当該施設の完成後の維持管理に使用することがある。

c. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、上田市が行う事務並びに上田市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
  - 1) 写真を公表すること
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

(6) 貸与資料

- a. 上田市立第五中学校改築事業整備計画
- b. 第五中学校改築事業地質調査業務委託報告書
- c. 第五中学校改築事業基本設計成果品

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成果物	部数	製本・形態	適用
・ 完了届	1		
・ 基本設計図書 (以下一式)	2	A4ファイリング	CD-R
計画説明書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕様概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕上概要表			.jww .jwc .docx .xlsx
面積表及び求積図			.jww .jwc
敷地案内図			.jww .jwc
配置図			.jww .jwc
平面図 (各階)			.jww .jwc
断面図			.jww .jwc
立面図 (各面)			.jww .jwc
仮設計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
構造計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
電気設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
機械設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
・ 日影図	1	A4ファイリング	.jww .jwc
・ 透視図	1	額入・フルカラー	.jpg
・ 模型	—		
・ 工事費概算書	2	A4ファイリング	.xlsx
・ 各種技術資料	1	A4ファイリング	
・ 各記録書	1	A4ファイリング	
・ 地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本

#### (2) 実施設計

成果物	部数	製本・形態	適用
● 完了届	1		
● 実施設計図	1	A-1製本	ビニール製本
	3	A-3縮小版製本	※業務完了後,1ヶ月以内に提出
	1	A-3縮小版原図	白焼き
	1	CD-R	.jww .jwc
● 構造計算書	1	A4ファイリング	
● 計画通知申請書類	以下一式		建築指導課に提出
計画通知書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
消防同意調査書	2	正・副	
工事届・道路資料	2	正・副	
建築許可申請書	3	正・副・消防	必要に応じて
● 構造適合性判定書類	以下一式		適合性判定機関に提出
判定申請書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
● 建築物省エネ法関係書類	以下一式		※副本を成果物として提出
● 適合性判定あり			適合性判定機関に提出
計画通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・ 適合性判定なし			建築指導課に提出
通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
● 日影図	1	A4折込	.jww .jwc
● 透視図	(外観:2、鳥瞰:1、内観:2)	額入・フルカラー	.jpg
・ 模型	—		
● 積算書類	以下一式	CD-R	
工事費内訳書	1	A4ファイリング	営繕積算システムRIBC2
数量算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
単価算出書	1	A4ファイリング	.xlsx又はRIBC2
見積比較表	1	A4ファイリング	.xlsx又はRIBC2
3者見積原本	1	A4ファイリング	
カタログ等の写し	1	A4ファイリング	原本でも可
積算チェックリスト	1	A4ファイリング	.xlsx
刊行物 (4種4冊)	各1	建築施工単価、建築コスト情報、建設物価、積算資料	
・ 防災評定申請書類	2	正・副	建築指導課に提出
● 各種技術資料	1	A4ファイリング	
● 各記録書	1	A4ファイリング	
・ 地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本
● 景観条例届出書	2	A4ファイリング	該当の場合

※ その他電子納品については協議による

#### 4. 項目別業務詳細

##### (1) 一般事項

受託者の業務内容のうち、国土交通省「官庁施設の設計業務等積算要領」をもとに、項目別の業務分担を設定するものである。

##### (2) 適用

- ：受託者が行う業務
- △：受託者と委託者が分担して行う業務
- ×：委託者が行う業務

##### (3) 基本設計業務

		総合	構造	設備	
基本設計 項目別 業務詳細	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	-	-	-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	-	-	-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	-	-	-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	-	-	-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	-	-	-	
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	-	-	-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	-	-	-
(5) 基本設計図書の作成	-	-	-		
(6) 概算工事費の検討	-	-	-		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	-	-	-		

##### (4) 実施設計業務

		総合	構造	設備	
【屋内運動場】 実施設計 項目別 業務詳細	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	×	×	×
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×	×	×
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	△	△	△
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	△	△	△
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	○	○
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	△	△
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×	×	×
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	○	○
		(ii) 建築確認申請図書の作成	○	○	○
	(5) 概算工事費の検討	△	△	△	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	×	×	×		

		総合	構造	設備	
【プール棟】 実施設計 項目別 業務詳細	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	×	×	×
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×	×	×
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	△	△	△
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	△	△	△
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	○	○
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	△	△
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×	×	×
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	○	○
		(ii) 建築確認申請図書の作成	○	○	○
	(5) 概算工事費の検討	△	△	△	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	×	×	×		

# 建築設計業務委託特記仕様書 (西棟)

## I 業務概要

### 1. 業務名称 第五中学校改築事業 屋内運動場ほか実施設計業務委託

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 第五中学校(西棟)  
(2) 敷地の場所 上田市上野  
(3) 施設用途 中学校

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

### 3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「●」印が付いたものを適用する。「●」印の付かない場合は、「※」印を適用する。「●」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 28,931.39 m<sup>2</sup>  
b. 用途地域及び地区の指定 無指定

#### (2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 539.98 m<sup>2</sup>  
b. 主要構造 鉄筋コンクリート造  
c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第15号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 2類  
2) 建築非構造部材 A類  
3) 建築設備 乙類

#### d. 構造条件・設備条件

- 1) 構造条件 通常  
2) 設備条件 通常

#### (3) 建設の条件

- a. 予定工事費 未定 円（税込）  
b. 建設工期 未定 ヶ月

#### (4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

※企画書

●基本設計図書

●指示事項書

#### (5) 備考

特になし



b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
  - ・ 地盤調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共工事木造建築標準仕様書
- 建築設計基準・同資料
- 建築構造設計基準・同資料
- 構内舗装・排水設計基準・同資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築工事監理指針（上・下巻）
- 建築改修工事監理指針（上・下巻）

c. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 電気設備工事監理指針
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 機械設備工事監理指針
- 建築設備耐震設計・施工指針

(3) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
  - ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(4) 業務計画書等

次の資料を提出する。指定様式は上田市建築課にて受け取ること。

- 管理技術者通知書（技術者経歴書含む）
  - ・ 照査技術者通知書（技術者経歴書含む）
- 業務委託承諾願
- 業務計画書
  - 業務一般事項（業務の目的、適用範囲、適用基準類等を記載）
  - 業務工程表
  - 業務体制（管理体制および連絡体制、技術者経歴書）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

a. 業務の完了について

原則として、全ての成果物の提出がされた時点で完了とする。

b. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における竣工図の作成、当該施設の完成後の維持管理に使用することがある。

c. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、上田市が行う事務並びに上田市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
  - 1) 写真を公表すること
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること



### 3. 成果物、提出部数等

成果物	部数	製本・形態	適用
● 完了届	1		
● 実施設計図	1	A-1製本	ビニール製本
※ 図面はA-1で作成	1	A-3縮小版製本	ビニール製本
	1	A-3縮小版原図	白焼き
	1	CD-R	.jww .jwc
・ 構造計算書	1	A4ファイリング	
● 計画通知申請書類	以下一式		建築指導課に提出
計画通知書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
消防同意調査書	2	正・副	
工事届・道路資料	2	正・副	
建築許可申請書	3	正・副・消防	必要に応じて
・ 構造適合性判定書類	以下一式		適合性判定機関に提出
判定申請書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
● 建築物省エネ法関係書類	以下一式		※副本を成果物として提出
● 適合性判定あり			適合性判定機関に提出
計画通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・ 適合性判定なし			建築指導課に提出
通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
● 日影図	1	A4折込	.jww .jwc
・ 透視図	—	額入・フルカラー	.jpg
・ 模型	—		
● 積算書類	以下一式	CD-R	
工事費内訳書	1	A4ファイリング	.xlsx(指定書式)又はRIBC2
数量算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
単価算出書	1	A4ファイリング	.xlsx又はRIBC2
見積比較表	1	A4ファイリング	.xlsx又はRIBC2
3者見積原本	1	A4ファイリング	
カタログ等の写し	1	A4ファイリング	原本でも可
積算チェックリスト	1	A4ファイリング	.xlsx
刊行物(4種4冊)	各1	建築施工単価、建築コスト情報、建設物価、積算資料	
・ 防災評定申請書類	2	正・副	建築指導課に提出
● 各種技術資料	1	A4ファイリング	
● 各記録書	1	A4ファイリング	
地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本
耐震診断報告書	3	A4	詳細は別紙による
● 上田市景観計画	2		該当の場合

※ その他電子納品については協議による

別表 参考図面目録

図面名称	図面難度	枚数	業務低減要素	備考
<b>意匠図</b>				
● 改修・解体特記仕様書	A	1	CADデータ有	改修
・ 工事区分表	A		-	
● 敷地案内図・配置図	A	1	CADデータ有	
● 求積図・面積表・法規チェック図	A	1	CADデータ有	
● 仕上表（改修前・後）	A	1	CADデータ有	
● 各階平面図（改修前・後）	B	1	CADデータ有	
● 屋根伏図	B	1	-	
● 立面図（改修前・後）	B	1	CADデータ有	
● 断面図（改修前・後）	B	1	CADデータ有	
● 矩形図	C	1	-	
● 平面詳細図	C	1	-	
・ 部分詳細図	C		-	
● 展開図	B	1	-	
・ 天井伏図	B		-	
● 建具（家具）位置図	A	1	-	
● 建具表	A	1	-	
● 家具図	A	1	-	
・ 仮設計画図	B		-	
・	-		-	
・	-		-	
<b>構造図</b>				
● 構造特記仕様書・標準図	A	1	CADデータ有	
● 基礎伏図	B	1	-	
● 各階床・梁・柱伏図	B	1	-	
● 軸組図	B	1	-	
・ 部材断面リスト図	C		-	
・ 構造詳細図	C		-	
・	-		-	
・	-		-	
・	-		-	
<b>設備図</b>				
● 電気設備特記仕様書	A	1	CADデータ有	
・ 電気設備配置図・構内配線図	B		-	
● 各階配線図（電灯・動力）（改修前・後）	B	1	-	総合（改修前）1 電灯, 動力（改修後）2
● 各階配線図（通信・情報・火報等）（改修前・後）	B	1	-	弱電、コンセント、火報各1（改修後）
● 各系統図（改修前・後）	B	1	-	幹線
● 分電盤・制御盤単線接続図	B	1	-	
・ 受変電設備結線図単線接続図	B		-	
・ 受変電設備配置図・配線図	C		-	
● 電気設備各機器仕様・器具図	A	1	-	照明器具図
・ 電気設備各詳細図	C		-	
● 機械設備特記仕様書	A	1	CADデータ有	
・ 機械設備配置図・屋外配管図	B		-	
● 空気調和設備平面図（改修前・後）	B	1	-	
● 給排水衛生設備平面図（改修前・後）	B	1	-	
● 消火設備平面図（改修前・後）	B	1	-	
● 各系統図（改修前・後）	B	1	-	空調
● 機械設備各機器表・器具表	A	1	-	空調・換気・衛生
・ 機械設備各詳細図	C		-	
・	-		-	
・	-		-	
・	-		-	

注「●」印が付いたものを適用する。

# 指示事項書

## 設計の基本方針

### (1) 設計理念

公共建築物は、市民の施設として親しみやすく、機能性に富みかつ安全なものとし、技術的、造形的、経済的にはもちろん社会的にも調和のとれたものとする。

また、自然環境の保全に留意すると共に、地域景観の形成を図り文化性豊かなものとする。

### (2) 一般事項

長野県景観条例及び上田市景観条例並びに上田市公共工事配慮指針に基づき、以下の事項に留意する。

#### ア 景観

地域景観の形成を図るため、次の事項について考慮する。

- ・機能性、安全性、経済性及び施設の特性を踏まえ、デザインの向上、水辺空間及び緑豊かな空間の創出
- ・町並みや自然景観との調和及び地域性の導入
- ・周辺景観との一体性

#### イ 周辺環境

周辺環境との調和を図ると共に、次の事項について考慮する。

- ・日照、通風の確保及び騒音、振動の防止
- ・眺望の妨害、見下ろし威圧感
- ・周辺道路の交通障害
- ・煙突及び焼却炉等の煙害
- ・浄化槽等の臭気

#### ウ 敷地

施設の配置、平面計画等にあたっては、地域におけるまちづくりとしての土地利用を勘案すると共に、次の事項を考慮し、敷地の有効利用を図る。

- ・修景緑化と既存樹木の有効活用
- ・ゆとりある一般外来者の駐車スペースの確保と適切な配置
- ・歩車道の分離
- ・施設増設に対する将来計画
- ・積雪寒冷地における雪対策等

#### エ 防災

公共施設としての特性を踏まえ、次の事項を考慮して防災計画を立て災害防止を図る。

- ・崖崩れ、出水、地震及び火災等災害に対する安全性
- ・有効な避難経路の確保

#### オ 身体障害者等

福祉のまちづくり条例に基づき、身体障害者、高齢者及び病弱者等の特性を踏まえ、機能性、安全性を確保すると共に、次の事項について考慮する。

- ・スロープの位置
- ・使いやすく行き届いた便所の設置
- ・自動ドアの効果的活用
- ・床面における段差の解消及び仕上げの安全性
- ・安全な歩行が保てる手すりの設置
- ・使いやすい開閉機能

#### カ 省エネルギー

敷地の環境条件、建物の用途、規模等の与条件を総合的に考慮し、調整を行いながら省エネルギー化を図る。

#### キ 室内環境

快適な室内空間を図ると共に、次の事項について考慮する。

- ・結露防止
- ・色彩計画
- ・使用材料の適正化
- ・換気、通風及び採光の確保

#### ク 保全

保全業務の利便に配慮し、次の事項について考慮する。

- ・仕上げ材の耐久性及び耐汚染性
- ・容易な点検及び清掃
- ・容易な設備機器等の保守管理
- ・容易な部品の交換及び修繕
- ・外構の保守管理

#### ケ コスト

施設の躯体、仕上げ、設備及び外構等について、工事費の適正な配分を考慮すると共に、ライフサイクルコストに対しても考慮する。

#### コ 既製品・再生品等の使用

建物の質的均一化を図るため、品質、性能及び市場性を調査のうえ、なるべく既製品を使用する。

また、環境に配慮して、発生土の再利用、再生品等の利用を促進する。

## 設計留意事項

### ＜共通事項＞

- ・業務の遂行にあたっては、市担当者及び施設管理者と十分な調整・協議を行うこと。
- ・詳細な内容や仕様については、市担当者と協議を行い、承諾を得たうえで決定すること。
- ・図面は全てA1サイズで作成すること。ただし、A3サイズ縮小版にしても文字が読めるように配慮すること。（A1サイズで3.5mm以上が望ましい）
- ・提出CADデータは、JWW（JWC）とする。他の形式のCADデータを変換した場合は、必ず不整合を修正の上で提出すること。（特に縮尺、文字等）
- ・市が示す工程計画及び工事発注計画に沿った工区分けを行い、棟別、工種別の分離発注に対応できる積算を行うこと。
- ・見積は必ず専門業者3社以上から取り、その最低価格を採用すること。（査定等は別途指示する）
- ・バリアフリー等に注意し、誰もが使いやすい施設とすること。
- ・関係者の打合せ等を含みスケジュールに留意し、契約期間内に業務を終了（確認済証交付を含む）すること。

- ・以下のスケジュールに留意し、契約期間内に確実に業務を終了させること。

- 令和6年6月21日（金）まで
  - ・既存校舎の解体図（配置図、平面図、立面図、外構図、仮設計画図）、アスベスト含有調査結果報告書の提出。
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年7月5日（金） までとする。
- 令和6年7月26日（金）まで
  - ・西棟改修意匠図一式、電気・機械設備図一式の提出
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年8月9日（金） までとする。
- 令和6年8月2日（金）まで
  - ・既存校舎解体金抜内訳書（見積徴収用）の提出。
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年8月16日（金） までとする。
  - ※既存校舎解体見積徴収は市の担当者が令和6年9月20（金）までに行う。
- 令和6年9月20日（金）まで
  - ・屋内運動場・プール意匠図一式提出。
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年10月4日（金） までとする。
  - ・西棟改修概算見積の提出（予算要求用）
- 令和6年10月11日（金）まで
  - ・西棟改修内訳書、数量計算書、単価表、見積書、その他積算関係書類の提出。
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年10月31日（木） までとする。
- 令和6年10月18日（金）まで
  - ・屋内運動場・プール概算見積の提出（予算要求用）
- 令和6年10月25日（金）まで
  - ・屋内運動場・プール電気・機械設備図の提出
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年11月8日（金） までとする。
- 令和6年10月31日（木）まで
  - ・既存校舎解体・西棟改修実施設計完了後、部分引渡しを行うこと。
- 令和6年11月22日（金）まで
  - ・屋内運動場・プール構造図、構造計算書の提出
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和6年12月6日（金） までとする。
- 令和7年1月24日（金）まで
  - ・屋内運動場・プール内訳書、数量計算書、単価表、見積書、その他積算関係書類の提出。
  - ※上田市にて適宜チェックを行うので、チェックバックと修正依頼をする。  
修正依頼をした場合の再提出期限は 令和7年2月7日（木） までとする。
  - ・パース図の提出。
- 令和7年2月3日（月）まで
  - ┌ 屋内運動場・プール計画通知の提出  
不備事項があった場合は図面及び積算に直ちに反映させること。  
上記は契約期間内に完了させること。  
確認済証は契約期間内に交付を受け、その後に本業務の完了届を提出すること。
- 令和7年3月19日（水）まで
  - ┌ 修正依頼した成果品一式提出
- 令和7年3月31日（月） 完了（厳守）

#### <総合>

- ・本業務は「上田市立第五中学校改築事業整備計画」及び「第五中学校改築事業基本設計」に基づき設計業務を行うこと。
- ・既存校舎及びグラウンドを使用しながらの工事となるため、生徒を含む学校関係者の動線確保や、災害時の消防活動のための経路の確保など、安全性に十分配慮した仮設計画及び施工計画とすること。
- ・本敷地周辺は住宅地であるため、道路上の安全確保に十分配慮した車両の進入計画を行うこと。

#### <建築意匠・構造及び建築基準法関係>

- ・美しさとローコストを両立させた意匠とする。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた設計とする。
- ・利用者の安全に配慮した設計とすること。
- ・補修及び更新のしやすい材料とし、ライフサイクルコストの削減を図ること。
- ・消防設備（屋内外消火栓等）と耐火要求仕上材のインシヤルコストを検討すること。
- ・指定緊急避難場所のため、災害時に必要とされる機能を発揮できること。
- ・雨漏りの恐れのある屋根形状は採用しない。
- ・屋根に太陽光パネルが設置されても耐えうる構造とすること。
- ・断熱は内断熱を基本とするが、外断熱の検討も行き、コスト的に可能であれば採用する。
- ・原則として、ガラスは全て強化ガラスとし、外部に面する部分のガラスは全て複層ガラスとする。
- ・設計図書として、使用する製品や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とし、特定の製品、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしないこと。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

#### <シックハウス対策>

- ・空気汚染部室を発生する恐れのない材料を選定し、全て特記仕様書及び図面にて指示すること。  
(F☆☆☆☆合板、自然系塗料、ノンホルムタイプ接着剤、ホルムアルデヒド吸収分解石膏ボードの採用等)
- ・可能な限り接着剤を使用しない仕様とし、新建材の使用も極力避けること。

#### <電気設備>

- ・高圧受変電設備は、新校舎棟で設置する屋外キュービクルから地中埋設配管方式により引込むものとする。
- ・既存校舎で使用している変圧器の一部を屋内運動場用として移設すること。
- ・体育準備室、控室、庁務員室、格技室、多目的ホールには内線電話、LAN配線を行う。
- ・校舎内で無線LANが使用できるよう整備すること。

#### <機械設備>

- ・給水設備は、新校舎棟で設置する受水槽から引込むものとする。
- ・体育準備室、庁務員室、多目的ホールには、冷暖房設備を備えること。
- ・空調方式については、EHP個別エアコンを基本とするが、各熱源のインシヤルコストとランニングコスト比較を行い、資料を市担当者に提出する。また、全てのエアコンの運転状況を確認・操作できるよう集中リモコンとすること。
- ・屋内運動場には屋内消火栓を設置し、新校舎の消火ポンプから引込むものとする。
- ・格技室の天井には、風量調整可能な首振り扇風機又はサーキュレーターを取り付ける。
- ・便所の凍結防止は、給水管保温の上、天井埋め込み型遠赤外線パネルヒーターで行うことを基本とする。
- ・全ての居室において、適切な換気量が確保できるような換気設備を設けること（シックハウス対策を兼ねる）。
- ・排水路経路はレベルに留意して計画すること。
- ・雨水流出を抑制するため、雨水貯留槽を設置すること。
- ・災害時を想定したマンホールトイレ用のマンホールを設置すること。

#### <アスベスト含有調査>

- ・アスベスト含有調査については、解体、改修を実施する箇所、隠ぺいされる箇所について監督員と協議し、検体を採取する箇所を決定すること。
- ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者によるアスベスト含有調査を行い、適切に処理する設計とすること。

#### <西棟改修>

- ・西棟改修工事完了後（屋内運動場は工事中）に建物が使用できるようインフラ関係（上下水道、電気配線等）の設計に留意すること。
- ・屋内運動場建設工事により西棟に渡り廊下で接続予定のため、法令等や仮設計画等に留意すること。

#### <既存校舎解体>

- ・解体工事設計の対象は、屋内運動場建設予定地内の既存校舎（プール含む）等とする。
- ・既存校舎等の解体工事に係る図面（配置図・平面図・立面図、仮設計画図等）を作成すること。
- ・解体工事設計には、外構支障物等の撤去及び整地を含むものとする。
- ・現地調査を十分に行い、既存校舎解体後も既存施設に不具合が生じないことがないよう必要な改修設計（電気、機械含む）を行うこと。
- ・解体の数量拾い行き見積徴収用の金抜き内訳書を作成する。

<コスト管理>

- ・ 設計時には、建設コストに大きく影響ある項目（構造形式、屋根仕様、内外装、設備方式等）について監督員と事前に十分な打合せを行うこと。
- ・ 監督員から提示された予定工事費内で設計をまとめるよう、コスト管理を徹底し、詳細設計に入る前に概算工事費を検討し、手戻りがないよう十分検討すること。
- ・ 概算工事費作成について「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」を参考とすること。

<その他>

- ・ 敷地の外構設計についても本業務内で行うこと。
- ・ 本業務履行期間内に成果品の一部を使用する予定（既存校舎解体、西棟改修）のため、監督員の指示により部分引渡しを行うこと。
- ・ 地元、学校説明会等へ参加が必要な場合は出席すること。

## 上田市建築工事積算仕様書

### ○ 提出品目

#### (ア) 積算成果品

下記の書類をA-4印刷、ファイリングし、インデックス等で整理すると共に、データ（見積原本、カタログはPDFデータ化）をCD-Rで提出すること

- 1) 内訳書（直接工事費及び共通費積み上げ分）
- 2) 数量算出書（手書き不可）
- 3) 複合単価表・代価表（手書き不可）
- 4) 見積比較表（手書き不可）
- 5) 見積書原本（3社以上）
- 6) カタログ等の写し
- 7) 積算チェックリスト

#### (イ) 単価根拠刊行物

- 1) 建築コスト情報（監督員が指定する号）
- 2) 建築施工単価（監督員が指定する号）
- 3) 建設物価（監督員が指定する号）
- 4) 積算資料（監督員が指定する号）
- 5) その他使用した刊行物（少量の場合は表紙と使用ページのコピーで可）

### ○ 作成方法

#### (ア) 内訳書

- 1) 上田市建築課指定書式又は営繕積算システム(RIBC2)を使用することとし、その採用は監督員の指示による
- 2) （内訳書）書式の注意事項に従いデータ入力を行うこと
- 3) （内訳書）書式は上田市建築課窓口でデータを受け取ること

#### (イ) 数量算出書

- 1) 書式は問わないが、原則Excel使用とする
- 2) 単位、計測・計算及び端数処理については、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準によるものとする

#### (ウ) 複合単価表・代価表

- 1) 書式は問わないが、原則Excel使用とする
- 2) 見積・公表価格が含まれる場合は、補正ができるように計算式を組みたてること
- 3) 標準部掛りの「その他」の率は監督員の指示によるものとし、補正できるように計算式を組みたてること
- 4) 単価の作成に当たっては、公共建築工事標準単価積算基準及び公共建築工事積算基準等資料による

#### (エ) 見積比較表

- 1) 同一内容で3社以上から見積を取ること
- 2) 3社以上を比較し、合計金額が最低の業者の価格を総額（一括）で採用すること
- 3) 原則、Excel使用とする。
- 4) 見積用書式は公共建築工事見積標準書式を参考とし、法定福利費を明示させること

#### (カ) 積算チェックリスト

- 1) 営繕工事積算チェックマニュアルに従い、数量算出チェックリスト・積算数量調書チェックリスト・数量チェックシートを利用し、数量拾い忘れ、誤算を防止すること
- 2) 様式は国土交通省官庁営繕部の作成したExcelデータを使用すること

#### (キ) 単価採用時の注意事項

- 1) 単価の優先順位は以下の通りとする  
・市場単価（刊行物に記載）>刊行物単価・補正市場単価・複合単価>見積・公表価格
- 2) 材料費、施工費、材工共費、全てにおいて刊行物の単価が優先する
- 3) 刊行物の単価採用は以下の通りとする  
・材料費：「建設物価」と「積算資料」の掲載価格の平均値  
・材工共費、施工費：「建築施工単価」と「建築コスト情報」の掲載価格の平均値
- 4) 刊行物の地域優先順位は以下の通りとする  
・上田>長野>東京>関東>全国

#### (ク) 単価の割増に関する注意事項

- 1) 改修工事等における単価の割増等については監督員の指示によること

#### (コ) 上記による他電子納品も可能とし、その適用については監督員との協議による